

## 【 避難施設一覧 】

地区	施設名	住所	指定避難所			指定緊急避難場所				
			拠点 避難所	福祉 避難所	災害への対応力					
					洪水	内水	大規模 な火事	土砂 災害	地震	
東(大坂 東)	1 板野東小学校大坂分校 体育館	大坂字宮東20	○	●		●	○	○	○	○
	2 吹田老人憩の家	吹田字神木3-3	○			●	○		○	
	3 板野東小学校 体育館	吹田字町東2	○			●	○	○	○	○
	4 板野町東公会堂	大寺字亀山西31-1	○	●		●	○		○	○
	5 中央公民館	大寺字亀山西190-1	○			●	○		○	
	6 板野町民センター	大寺字亀山西169-5	○	●	(●)	●	○	○	○	○
	7 大寺老人憩の家	大寺字平井75-1	○			●	○		○	
	8 郡頭教育集会所	大寺字王子33	○			●	○		○	
	9 岡ノ宮老人憩の家	大寺字岡ノ前138-3	○			●	○		○	
	10 板野中学校 体育館・柔剣道場	大寺字郡頭11	○			●	○	○	○	○
	11 板野保育園 管理棟	大寺字岡ノ前20	○			●	○	○	○	○
	12 板野保育園 遊戯室	大寺字郡頭27-2	○			●	○	○	○	○
	13 板野町総合センター	大寺字岡ノ前33-1	○			●			○	○
	14 板野町体育センター	吹田字間谷14-1	○			●	○	○	○	○
	15 穂波園指定通所介護事業所	吹田字西山68-10	○		(●)	●	○	○		○
	16 川端教育集会所	川端字権現1-1	○			●	○		○	
	17 板野町川端老人ルーム	川端字原田33-1	○			●	○		○	○
	18 川端老人憩の家(川端コミュニティー)	川端字宮ノ西17-2	○	●		●	○	○	○	○
	19 新田老人憩の家	川端字中手崎52-9	○			●	○		○	
	20 板野高校 体育館	川端字関ノ本47	○			●	○	○	○	○
	21 高樹老人憩の家	大寺字高樹14-6	○			●	○		○	○
	22 板野町防災ステーション	川端字新し崎18-1	○	●		●	○		○	○
西	23 健康の館(板野町田園パーク)	犬伏字大柳1	○			●		○	○	○
	24 文化の館(板野町歴史文化公園)	犬伏字東谷13-1	○			●	○	○	○	○
	25 犬伏老人憩の家	犬伏字平山83	○			●	○		○	
	26 那東老人憩の家	那東字道ブチ22-1	○			●	○		○	○
	27 板野町民ふれあいプラザ	那東字大道下10	○	●	(●)	●	○	○	○	○
	28 板野西小学校 体育館	那東字泉ノ西4-9	○			●	○		○	○
	29 黒谷老人憩の家	黒谷字東原24-3	○			●	○		○	
	30 羅漢老人憩の家	羅漢字吉田15-2	○			●	○		○	○
	31 矢武老人憩の家	矢武字鏡松3	○			●	○		○	○
	南	32 古城老人憩の家	古城字南屋敷44-1	○			●	○		○
33 唐園老人憩の家		唐園字香殿北20	○			●			○	
34 南公民館		下庄字栖養46-2	○			●	○	○	○	
35 板野南小学校 体育館		下庄字栖養44	○			●	○	○	○	○
36 下庄老人憩の家		下庄字栖養14-1	○			●	○		○	○
37 板野町南公会堂		下庄字神木59-1	○	●		●	○		○	○
38 西中富老人憩の家		西中富字雁ヶ坪35	○			●	○		○	
39 日出家老人憩の家		西中富字宮ノ本28-7	○			●	○		○	
40 中久保老人憩の家		中久保字当部65-1	○			●			○	○
南(町外)		41 藍里病院 新館(3階ホール及び会議室)	上板野佐藤家字東288-3	○		●	—			○
	藍里病院(グラウンド及び福祉地区) *屋外					●	○		○	○

(注)「福祉避難所」のうち No41 藍里病院以外は一般の指定避難所と兼ねています。

台風など風水害(吉野川氾濫時は除く)の際に、まず開設される避難所は以下の5か所となります。

- 板野東小学校大坂分校体育館(東地区)
- 板野町民センター(東地区)
- 川端老人憩の家(東地区)
- 板野町民ふれあいプラザ(西地区)
- 板野町南公会堂(南地区)

指定緊急避難場所 災害の対応力に係る洪水の凡例		対象河川(想定最大規模)		
		宮川内 谷川	旧吉野川	吉野川
●	: 洪水時使用可能	○	○	○
●	: 吉野川洪水氾濫時は使用不可	○	○	×
●	: 吉野川・旧吉野川洪水氾濫時は使用不可	○	×	×
●	: 吉野川・宮川内谷川洪水氾濫時は使用不可	×	○	×
●	: 洪水氾濫時は使用不可	×	×	×

### 避難所における感染症対策について

町は、テント、パーティション、簡易トイレ、マスク、消毒液等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材を確保するよう努めるとともに、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置の検討を進めます。